

行政事業レビューシート (厚生労働省)						
予算事業名	児童虐待・DV対策等総合支援事業		事業開始年度	平成17年度	作成責任者	
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之	
会計区分	一般会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	○児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知 平19.12.3 厚生労働省発雇児第1203001号) ○児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知 平17.11.11 雇児発第1111001号) ○子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施について、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該補助金においては、次の事業を実施している。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業 (詳細は別添参照) ○実施主体:①～⑤ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥ 都道府県、市、福祉事務所設置町村 ⑦ 都道府県、市 ⑧ 都道府県 ○補助率: 1/2					
実施状況	平成21年度実施状況 交付先: 93 (47都道府県、18指定都市、28中核市)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,307	2,329	2,473	2,508	2,508
	執行額	1,509	1,665	1,649		
	執行率	65.41%	71.49%	66.68%		
	総事業費(執行ベース)	3,018	3,330	3,298		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	自治体は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助について(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)」の規定に基づき、事業実績報告書及び歳入歳出決算書抄本を厚生労働省に提出することとされており、これらの提出書類の内容により支出先の用途を確認し、さらに必要に応じて自治体からその内容の聞き取りや参考となる資料の提出を求め支出状況の確認を行っている。				
	見直しの余地	児童虐待防止対策やDV・女性保護対策等をより一層推進していくために平成23年度以降も引き続き実施する必要がある。				
予算・監視の・所効見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 予算と執行の乖離の要因等を精査し、執行率の低調な事業については事業実施箇所数等を見直すことにより予算の縮減を図る必要がある。					
補記	子ども・子育てビジョンの別添1「施策の具体的な内容」において、「児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する」を掲げ、別添2「施策に関する数値目標」において各種目標数値を掲載。 ※平成23年度要求においては、既存事業の実施箇所数及び単価の見直しにより縮減を図るとともに、新たな事業の創設等により増額したことにより、対前年度同額の要求となっている。					

厚生労働省  
1,649百万円

交付申請書の内容審査、交付決定等



【補助】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、  
市、福祉事務所設置町村  
1,649百万円  
93都道府県市

A

児童虐待・DV対策等総合支援事業事業の実施

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
福祉保健費国庫負担金					
(児童福祉諸費)	児童虐待防止対策支援事業等	36			
(女性福祉諸費)	婦人相談員活動強化事業等	26			
計		62	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

(別添)

平成21年度 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金  
交付先上位10自治体

	都道府県名	金額(百万円)
1	東京都	62
2	北海道	56
3	愛知県	52
4	大阪府	48
5	兵庫県	46
6	神奈川県	41
7	山口県	39
8	埼玉県	37
9	福岡県	36
10	福井県	31

(別添)

## 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金

### ①児童虐待防止対策支援事業

児童相談所等の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化するとともに、市町村との連携強化を図るための事業。(法的対応機能強化事業、一時保護機能強化事業、24時間・365日体制強化事業、市町村及び民間団体との連携強化事業など)

### ②ひきこもり等児童福祉対策事業

ふれあい心の友訪問援助等事業(メンタルフレンドの派遣)、ひきこもり等児童宿泊指導事業(一時保護所等に宿泊又は通所させ集団的に生活指導等を実施)。

### ③児童家庭支援センター運営等事業

地域に密着した相談支援体制を強化し、虐待や非行等の問題に対し相談に応じるための事業や、施設を退所した者等の地域生活を支援する事業。

### ④里親支援機関事業

里親制度の普及啓発活動、養育里親の研修、子どもを受託した後の相談などを総合的に行う事業。

### ⑤基幹的職員研修事業

社会的養護関係施設に配置する基幹的職員の資質確保のための研修事業。

### ⑥身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する子どもや女性が、就職したり、アパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料に対して補助を行う事業。

### ⑦婦人相談員活動強化事業

DV被害者等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当等の経費。

### ⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業

DV被害者等の保護・支援を適切に行うための関係機関ネットワーク事業、婦人保護施設退所者自立生活援助事業、休日夜間電話相談事業、法的対応機能強化事業等。